

秋田県産業労働部地域産業振興課関係補助金等交付要綱

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第9章第2節の規定に基づき、秋田県産業労働部地域産業振興課関係補助金等交付要綱を次のように定める。

（補助事業等及び補助金等の額等）

第1 秋田県産業労働部地域産業振興課関係補助金、負担金、交付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）の交付の対象とする事務又は事業（以下「補助事業等」という。）、補助金等の率又は額、補助事業者及び交付申請書等の提出先等は、別表第1に定めるとおりとする。

（補助金等交付申請書）

第2 財務規則第247条に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1） 事業実施計画書（様式第2号）

（2） 収支予算書（様式第3号）

3 補助事業者は、前項の補助金等の交付の申請をするに当たって、当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金等交付の条件等）

第3 補助金等の交付を決定するにあたっては、財務規則第249条の規定により、次に掲げる事項について条件を付すものとする。

（1） 補助金等を目的以外に使用しないこと。

（2） 次に掲げる場合は予め知事の承認を受けること。

ア 総事業費の20%を超える増減がある場合

イ 補助金等所要額が交付決定額を超える場合

ウ 補助金等所要額が交付決定額の20%を超える減額となる場合

エ 補助事業等を中止し、又は廃止する場合

（3） 次に掲げる場合は予め地域産業振興課長の承認を受けること。

ア 補助事業等の内容を変更する場合（前号に該当する場合を除く）

イ 補助対象事業費のうち、人件費（報酬を含む）と物件費間で経費配分を変更する場

合

ウ 補助対象事業費のうち、補助事業者の直接経費と企業等への間接補助金間で経費配分を変更する場合

(4) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。

(5) 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。

2 前項(2)の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。

(1) 交付条件等変更承認申請書(様式第4号)

(2) 補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)

3 第1項(3)の規定による地域産業振興課長の承認の申請は、補助事業等変更承認申請書(様式第6号)によるものとし、申請に対する補助事業等変更承認の通知は、補助事業等変更承認書(様式第7号)によるものとする。

4 第1項(4)の規定による知事の指示を受けるときは、補助事業等実施状況報告書(様式第8号)によるものとする。

(交付決定通知等)

第4 財務規則第250条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金等交付決定通知書(様式第9号)によるものとし、財務規則第252条の規定による変更交付決定の通知は、補助金等交付決定変更書(様式第10号)によるものとする。

(契約等)

第5 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難若しくは不相当である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

(状況報告)

第6 財務規則第253条の規定による補助事業等遂行状況の報告は、補助事業等遂行状況報告書(様式第11号)により、9月30日までの遂行状況を10月10日までに提出するものとする。

(実績報告)

第7 補助事業者は、補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して15日を経過した日又は別表1に定める提出期限のいずれか早い日までに財務規則第255条に規定する補助事業等実績報告書を、様式第12号により知事に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業実績書(様式第13号)

(2) 収支精算書(様式第14号)

- 3 補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、当該年度の3月31日までに前項に準ずる実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
(補助金の額の確定等)

第8 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金等の交付の決定の内容(第3第1項(2)及び(3)に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、その超える部分の補助金等の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金等の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
(補助金の支払)

第9 補助金は前条の規定により交付すべき補助金等の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の支払を受けようとするときは、補助金等の請求は、請求書に請求すべき根拠を証明する書類を添付するものとする。
- 3 財務規則第258条第2項、第3項及び第4項の規定により概算払又は前金払をすることができる補助金等の種類及び限度額等は別表第2に定めるとおりとし、補助金等の概算払又は前金払を受けようとする補助事業者は、補助金等概算払(前金払)申請書(様式第15号)に請求書を添えて提出するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第8第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(補助金の経理等)

第11 補助事業者は、補助金等に係る経理について、収支の事実に関する証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業等が完了した日が属する年度から、5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限等)

第12 財務規則第261条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は別表第3に掲げるものとする。ただし、当該補助事業等の完了後同表に定める

期間を経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。

2 財務規則第261条の規定による知事への承認申請は、取得財産目的外処分承認申請書（様式第16号）によるものとする。

（手続きの一部省略）

第13 財務規則第263条の規定により、手続きの一部を省略することができる補助金等は、別表第4に定めるとおりとする。

（要領への委任）

第14 この要綱の施行に関し別に定める事項がある場合は要領で定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年7月9日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年10月6日から施行する。

この要綱は、平成20年12月19日から施行する。

この要綱は、平成21年1月15日から施行する。

この要綱は、平成21年1月26日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年7月2日から施行する。

この要綱は、平成21年9月14日から施行する。

この要綱は、平成21年12月7日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

この要綱は、平成22年10月28日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年5月13日から施行する。

この要綱は、平成23年6月10日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

補助金等交付申請書

年 月 日

秋田県知事

宛

住所

氏名

印

年度において、次のとおり補助金等を交付されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助金等申請額 円

3 補助事業等の実施期間 年 月 日～ 年 月 日

注 補助事業等の実施計画書及び収支予算書は、別紙により添付のこと。

事業実施計画書

1. 事業計画

事業名	事業期間	事業内容（具体的に）

2. 経費配分

(単位:円)

事業名	目・節	総事業費	補助対象 事業費	補助金等 申請額	備 考 (積算内訳)

様式第 3 号

収 支 予 算 書

収入の部

(単位:円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	差引増減		摘 要
			増	減	

支出の部

(単位:円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	差引増減		摘 要
			増	減	

交付条件等変更承認申請書

年 月 日

秋田県知事

宛

住所

氏名

㊞

年 月 日付け指令 ー で交付決定を受けた補助金等の交付条件等について次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助金等決定額 _____ 円

3 補助金等変更申請額 _____ 円

4 変更を受けたい理由

注 変更事業計画及び変更経費は別紙により添付し、様式は補助金等交付申請書を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載すること。

補助事業等中止（廃止）承認申請書

年 月 日

秋田県知事

宛

住所

氏名

印

年 月 日付け指令 ー 号で交付決定を受けた補助事業等を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助金等決定額 _____ 円

3 中止（廃止）する部分

4 中止（廃止）する理由

補助事業等変更承認申請書

年 月 日

地域産業振興課長 宛

住所

氏名

㊞

年 月 日付け指令 一 で交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり変更したいので承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助金等決定額 _____ 円

3 補助金等変更申請額 _____ 円

4 変更を受けたい理由

注 変更事業計画及び変更経費は別紙により添付し、様式は補助金等交付申請書を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載すること。

補助事業等変更承認書

年 月 日

補助事業者 様

地域産業振興課長 ㊟

年 月 日付け指令 ー をもって通知した補助金（負担金、交付金、利子補給金）について、次のとおり変更することに決定したので、秋田県産業労働部地域産業振興課関係補助金等交付要綱第3の規定により通知する。

- 1 変更する補助金等の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 変更による新たな条件

補助金等決定額

(単位:円)

項目	総事業費	補助金等	内 訳	
			国庫	県
変更前				
変更後				

注 不要部分は省略することができる。

補助事業等実施状況報告書

年 月 日

秋田県知事

宛

住所

氏名

㊞

年 月 日付け指令 ー によって交付決定を受けた補助事業等が実施期間内に完了（遂行）が困難となったので指示されるよう報告します。

1 補助金等の名称

2 補助金等決定額 _____ 円

3 指示を受ける内容

4 指示を受ける理由
(事業遂行状況)

補助金等交付決定通知書

指令
年 月 日

補助事業者 様

秋田県知事



年 月 日付で申請のあった補助金（負担金、交付金、利子補給金）の交付については、次のとおり交付することに決定したので、秋田県財務規則第250条の規定により通知する。

1 補助金等決定額 _____ 円
内 訳

(単位:円)

補助対象事業	総事業費	補助金等決定額		自己負担
		国庫	県費	
計				

2 補助事業の目的

3 交付条件

補助金等交付決定変更書

指令 年 月 日

補助事業者 様

秋田県知事



年 月 日指令 年 月 日をもって通知した補助金（負担金、交付金、利子補給金）の交付決定を次のとおり変更することに決定したので、秋田県財務規則第252条の規定により通知する。

- 1 変更する補助金等の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 変更による新たな条件

補助金等決定額

(単位:円)

項目	総事業費	補助金等	内訳	
			国庫	県
変更前				
変更後				

注 不要部分は省略することができる。

補助事業等遂行状況報告書

年 月 日

秋田県知事 宛

住所
氏名

㊟

年 月 日付け指令 ー で補助金等交付決定通知のあった
補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

1 補助金等の名称

2 補助金等決定額 _____ 円

3 実施状況

(単位:円)

補助事業名	事業量	事業費	補助金等決定(受領)額	進捗率	事業年月日	備考
	【年間計画】			%	【着手】	
	【 月 日現在実施状況】				【完了予定】	

補助事業等実績報告書

年 月 日

秋田県知事

宛

住所

氏名

㊞

補助事業等が終了したので、その実績を次のとおり報告します。

1 補助金等の名称

2 補助金等決定額 _____ 円

3 補助金等実績額 _____ 円

4 差引増減額 _____ 円

5 交付決定年月日 _____ 年 月 日

6 交付決定通知書指令番号 指令 ー

7 補助事業等終了年月日 _____ 年 月 日

注 補助事業等の事業実績書及び収支精算書は別紙により添付のこと。

事業実績書

1. 事業実績

事業名	事業期間	事業内容（具体的に）

2. 経費配分

(単位:円)

事業名	目・節	総事業費	補助対象 事業費	補助金等 所要額	備 考 (経費内訳)

収 支 精 算 書

収入の部

(単位:円)

区 分	本年度 決算額	本年度 予算額	差引増減		摘 要
			増	減	
計					

支出の部

(単位:円)

区 分	本年度 決算額	本年度 予算額	差引増減		摘 要
			増	減	
計					

補助金等概算払（前金払）申請書

年 月 日

秋田県知事

宛

住所

氏名

㊞

補助金等の概算払（前金払）について（申請）

年 月 日付け指令 ー により補助金等の交付の決定を受けましたが、補助金等交付の決定の内容及び補助等の条件に従い事業を完全に遂行しますから、補助金等の概算（前金）払を受けたく申請します。

1 補助金等の名称

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 補助金等決定額 _____ 円

4 既受領額 _____ 円

5 今回請求額 _____ 円

6 概算(前金)払申請理由

取得財産目的外処分承認申請書

年 月 日

秋田県知事

宛

住所

氏名

印

補助事業等により取得（効用の増加）した財産を、次のとおり、目的外に処分することについて承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等実施年度

3 財産の制限期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 目的外処分の内容及び理由

注 4の目的外処分の内容及び理由については、補助金交付の目的に反して使用・譲渡・交換・貸付の場合に分けて記載すること。

地域産業振興関係補助金等の種類等

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	対象経費	補助金等の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績書及び精算書提出期限	申請書等提出先
半導体関連産業集積促進事業補助金	将来の発展が見込まれる半導体産業分野において県内企業の販路の拡大を支援する。	半導体マーケティング推進支援事業	別に定める経費	補助対象経費の1/2以内、かつ40万円以内	別に定める対象企業等	別に定める日	事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日	地域産業振興課
EV/バス技術力向上事業補助金	路線バスの電動化改造及び営業路線での走行実証を通じ、関連する技術力を向上しようとする企業の取組に補助することにより、県内企業の低炭素社会実現に関連する新技術・新商品の創出を支援する。	EV/バス技術力向上事業	別に定める経費	予算に定める額以内	別に定める対象企業	別に定める日	事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日	地域産業振興課
自立型植物工場検証事業補助金	自然エネルギーを利用した自立型植物工場の研究開発と事業化の実証を行うこととする企業の取組に補助することにより、県内環境対応型産業における自然エネルギー活用に向けた新技術・新商品の創出と環境負荷の低減を旨とした新産業の創出を図る。	自立型植物工場検証事業	別に定める経費	予算に定める額以内	別に定める対象企業	別に定める日	事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日	地域産業振興課
企業競争力向上支援事業補助金	県内企業の自発的な経営革新を促進し、競争力の向上を図るため、生産工程の効率化等による企業体質強化や企業グループが共同で行う新たな事業展開の取組に対し支援する。	企業競争力向上支援事業 新分野進出型 企業体質強化型	別に定める経費	補助対象経費の1/2以内、かつ200万円以内 補助対象経費の1/2以内、かつ100万円以内	別に定める対象企業 別に定める対象企業等	別に定める日 別に定める日	事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日 事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日	地域産業振興課
パワーアッププロデューサー事業補助金	県内企業の販路拡大のために生産現場の経験やノウハウ、技術的な知見、幅広い人的ネットワークを活かしながら、川下ニーズと川上ニーズのビジネスマッチングを行うことができている人材を配置する。	パワーアッププロデューサー事業	左記事業に要する人件費、共済費、報酬費、使用料、旅費、その他知事が必要と認めるもの	補助対象経費の10/10以内、かつ30万円以内	別に定める対象企業等	別に定める日	事業完了後15日以内又は3月20日のいずれか早い日	
企業相談事業補助金	県内企業のサポート体制を充実させるために移動相談事業、専門家相談事業を実施し、もって利用者の利便性の向上を図る。	企業相談事業 ワンストップ移動相談事業 専門家相談事業	左記事業に要する旅費、燃料費、その他知事が必要と認めるもの 左記事業に要する謝金、旅費、印刷製本費、その他知事が必要と認めるもの	予算に定める額以内	財団法人あきた企業活性化センター 財団法人あきた企業活性化センター	4月1日 4月1日	事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日 事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日	地域産業振興課

地域産業振興関係補助金等の種類等

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	対象経費	補助金等の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績書及び精算書提出期限	申請書等提出先
自動車関連産業強化支援事業補助金	県内の「自動車関連産業」の集積を促進するため、中京地区で活動する中京地区連携アドバイザーを配置し、自動車産業の市場調査とメーカー等のニーズを把握するとともに、県内企業との取引拡大を支援する。	自動車関連産業強化支援事業	左記事業に要する報償費、旅費、需用費、役員費、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認めるもの	予算に定める額以内	財団法人あきた企業活性化センター	4月1日	事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日	地域産業振興課
次世代自動車参入促進技術開発事業補助金	次期自動車関連産業への参入を強力に支援するため、技術開発から量産化の各ステージに対応した補助事業を実施する。	次世代自動車参入プロジェクト事業	別に定める経費	補助対象経費の1/2以内、かつ1,000万円以内	別に定める対象企業	別に定める日	事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日	地域産業振興課
次世代自動車産業マッチング推進事業費補助金	自動車関連メーカー等とのマッチングや、域内連携を支援するため、自動車メーカーOBのプロジェクトマネージャーを配置する。	マッチング推進事業	左記事業に要する人件費、旅費、共済費、その他知事が必要と認めるもの	予算に定める額以内	財団法人あきた企業活性化センター	4月1日	事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日	地域産業振興課
ものづくり中核企業育成中核企業育成補助金	県内産業の活性化を図るため、成長分野(電子製品・テハイス産業、輸送機械関連産業、新エネルギー関連産業等)における中核企業の候補を選定して集中支援を行うことにより、県内経済の牽引役となる中核企業を育成する。	ものづくり中核企業育成中核企業育成事業	別に定める経費	補助対象経費の1/2以内、かつ2,000万円以内	別に定める対象企業	別に定める日	事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日	地域産業振興課
販路拡大支援事業補助金	地域に根ざした産業の育成を図るため、受注開拓のための取引斡旋、商談会開催、展示会への出展支援、営業活動支援など、県内企業の営業力強化や販路開拓に向けて取組を支援する。	販路拡大支援事業	左記事業に要する報償費、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認めるもの	予算に定める額以内	財団法人あきた企業活性化センター	4月1日	事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日	地域産業振興課

地域産業振興関係補助金等の種類等

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	対象経費	補助金等の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績書及び精算書提出期限	申請書等提出先
海外取引支援事業補助金	海外取引に係る情報提供、窓口相談を通じて、県内企業の海外展開に係る取組を支援する。	海外取引支援事業	左記事業に要する報酬費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認めるもの	予算に定める額以内	財団法人あきた企業活性化センター	4月1日	事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日	地域産業振興課
中小企業支援機関活動補助金	県内企業が海外で行う投資や取引等の活動に対する支援を強化するため、専門家による海外展開に係るコンサルティングを行う。	海外展開コンサルティング事業	左記事業に要する報酬費、旅費、その他知事が必要と認めるもの	補助対象経費の1/2以内、かつ100万円以内	別に定める対象企業	別に定める日	事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日	地域産業振興課
技術高度化支援補助金	県内企業の技術力を徹底的に支援・育成するため、技術開発推進を目的として競争的研究開発資金を補助する。	技術高度化支援事業	別に定める経費	補助率10/10以内 上限額3,000万円 (1年目) 2,000万円、 2年目 1,000万円)	別に定める対象企業	別に定める日	別に定める日	地域産業振興課
新エネルギー関連製品開発事業補助金	新エネルギー関連産業における製品開発を促進するために、企業が産業技術センターと共同で行う産業技術センターが定める課題の解決に資する研究開発に要する経費を補助する。	新エネルギー関連製品開発事業 県内企業育成強化事業	別に定める経費	補助率10/10以内 上限額500万円以内	別に定める対象企業	別に定める日	別に定める日	地域産業振興課
知的財産有効活用事業補助金	県内企業による知的財産権の有効活用を促進するため、国の特許取得活用支援事業を活用し、(財)あきた企業活性化センターへの知財総合支援窓口設置、窓口支援担当者の配置等による総合的な知財支援を行う。	知的財産有効活用事業	左記事業に要する報酬、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認めるもの	予算に定める額以内	財団法人あきた企業活性化センター	4月1日	事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日	地域産業振興課

地域産業振興関係補助金等の種類等

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	対象経費	補助金等の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績書及び精算書提出期限	申請書等提出先
伝統的工芸品等振興補助金	市町村及び県内の伝統的工芸品産地等が行う事業に対し当該経費の一部を補助することにより、伝統的工芸品等産業における中小企業の振興を図り、もって県民の生活に豊かさや潤いを与え、県民経済の健全な発展に資することを目的とする。	伝統的工芸品振興通常枠 ものづくり体験枠	別に定める経費	補助対象経費の2/3以内、かつ100万円以内	市町村 産地等(産地組合及び工芸品の製造又は販売事業者等)	別に定める日	事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日	申請書等提出先 地域産業振興課
あきた起業促進事業補助金	新規起業者の増加とその後の安定的成長を図るため、起業に要する経費の補助、起業のための施設の開設補助、将来起業を目指す学生や若年層の起業家意識醸成事業への補助を行う。	あきた起業促進事業補助金 起業支援補助金(通常枠) 企業支援補助金(ビジネス展開緊急支援枠) 起業支援至開設事業 インキュベーション・マネージャー養成支援事業 起業家育成醸成事業	別に定める経費	補助対象経費の1/2以内、かつ100万円以内	市町村	別に定める日	事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日	地域産業振興課
あきた企業チャレンジ応援事業費補助金	企業が県内に工場等を新増設する場合に、その初期投資に要した経費や雇用に要した経費の一部を、また、県外にある工場等から県内の工場等に事業集約する場合に、その集約に要した経費の一部を、さらに、工場閉鎖に伴い従業員等が事業承継を行う場合に、事業承継に要した経費の一部を支援することにより、本県の企業の活性化と雇用の拡大を図る。	あきた企業チャレンジ応援事業	左記事業に要する補助金	予算に定める額以内	秋田県商工会連合会 各商工会議所	別に定める日	事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日	地域産業振興課

別表第2

概算払(前金払)することができる補助金等

補助金等の名称	補助事業等の種類	補助事業者	概算払いする率又は額
EVバス技術力向上事業補助金	EVバス技術力向上事業	別に定める対象企業	交付決定額の10/10以内
自立型植物工場検証事業補助金	自立型植物工場検証事業	別に定める対象企業	交付決定額の10/10以内
パワーアッププロデューサー事業補助金	パワーアッププロデューサー事業	財団法人あきた企業活性化センター	交付決定額の10/10以内
企業相談事業補助金	企業相談事業	財団法人あきた企業活性化センター	交付決定額の10/10以内
自動車関連産業強化支援事業補助金	自動車関連産業強化支援事業	財団法人あきた企業活性化センター	交付決定額の10/10以内
次世代自動車産業マッチング推進事業費補助金	マッチング推進事業	財団法人あきた企業活性化センター	交付決定額の10/10以内
販路拡大支援事業補助金	販路拡大支援事業	財団法人あきた企業活性化センター	交付決定額の10/10以内
海外取引支援事業補助金	海外取引スタートアップ事業 海外展開コンサルティング事業	財団法人あきた企業活性化センター	交付決定額の10/10以内
中小企業支援機関活動費補助金	中小企業支援機関活動補助事業	財団法人あきた企業活性化センター	交付決定額の10/10以内
技術高度化支援補助金	技術高度化支援事業	別に定める対象企業	交付決定額の10/10以内
新エネルギー関連製品開発事業補助金	新エネルギー関連県内企業育成強化事業	別に定める対象企業	交付決定額の10/10以内
知的財産有効活用事業補助金	知的財産有効活用事業	財団法人あきた企業活性化センター	交付決定額の10/10以内
伝統的工芸品等振興補助金	伝統的工芸品等振興事業	市町村 産地等(産地組合及び工芸品の製造又は販売事業者等)	交付決定額の10/10以内
あきた起業促進事業補助金	あきた起業促進事業補助金	秋田県商工会連合 会 各商工会議所	交付決定額の10/10以内

処分制限財産の指定

補助金等の名称	財産の区分	対象	制限期間
半導体関連産業集積促進事業補助金	取得原価が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	通商産業省告示第360号(昭和53年8月5日付(ケ)別表に定める期間
EV/バス技術力向上事業補助金	取得原価が50万円以上の財産	建物及び附属設備、車両及び運搬具、器具及び工具、機械及び装置、構築物、無形固定資産	通商産業省告示第360号(昭和53年8月5日付(ケ)別表に定める期間
自立型植物工場検証事業補助金	取得原価が50万円以上の財産	建物及び附属設備、車両及び運搬具、器具及び工具、機械及び装置、構築物、無形固定資産	通商産業省告示第360号(昭和53年8月5日付(ケ)別表に定める期間
企業競争力強化事業補助金	取得原価が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	通商産業省告示第360号(昭和53年8月5日付(ケ)別表に定める期間
自動車関連産業強化支援事業補助金	取得原価が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	通商産業省告示第360号(昭和53年8月5日付(ケ)別表に定める期間
次世代自動車参入促進技術開発事業費補助金	取得原価が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	通商産業省告示第360号(昭和53年8月5日付(ケ)別表に定める期間
販路拡大支援事業補助金	取得原価が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	通商産業省告示第360号(昭和53年8月5日付(ケ)別表に定める期間

補助金等の名称	財産の区分	対象	制限期間
海外取引支援補助金	取得原価が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	通商産業省告示第360号(昭和53年8月5日付(ケ)別表に定める期間
中小企業支援機関活動費補助金	取得原価が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	通商産業省告示第360号(昭和53年8月5日付(ケ)別表に定める期間
技術高度化支援補助金	取得原価が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	通商産業省告示第360号(昭和53年8月5日付(ケ)別表に定める期間
新エネルギー関連製品開発事業補助金	取得原価が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	通商産業省告示第360号(昭和53年8月5日付(ケ)別表に定める期間
知的財産有効活用事業補助金	取得原価が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	通商産業省告示第360号(昭和53年8月5日付(ケ)別表に定める期間
あきた企業チャレンジ応援事業費補助金	取得原価が50万円以上の財産	建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、工具・器具及び備品、無形固定資産(ソフトウェアに限る)	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間(当該期間が10年を超えるものについては、会計年度終了後10年を限度)
伝統的工芸品等振興補助金	取得原価が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	通商産業省告示第360号(昭和53年8月5日付(ケ)別表に定める期間
あきた起業促進事業補助金	取得原価が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	通商産業省告示第360号(昭和53年8月5日付(ケ)別表に定める期間

別表第4

手続きの一部を省略できる補助金等

補助金等の名称	手続きを省略できる書類
半導体関連産業集積促進事業補助金	補助事業等遂行状況報告書
技術高度化支援補助金	補助事業等遂行状況報告書
新エネルギー関連製品開発事業補助金	補助事業等遂行状況報告書